Rudolph the red-nosed reindeer

赤鼻のトナカイ

Johnny Marks

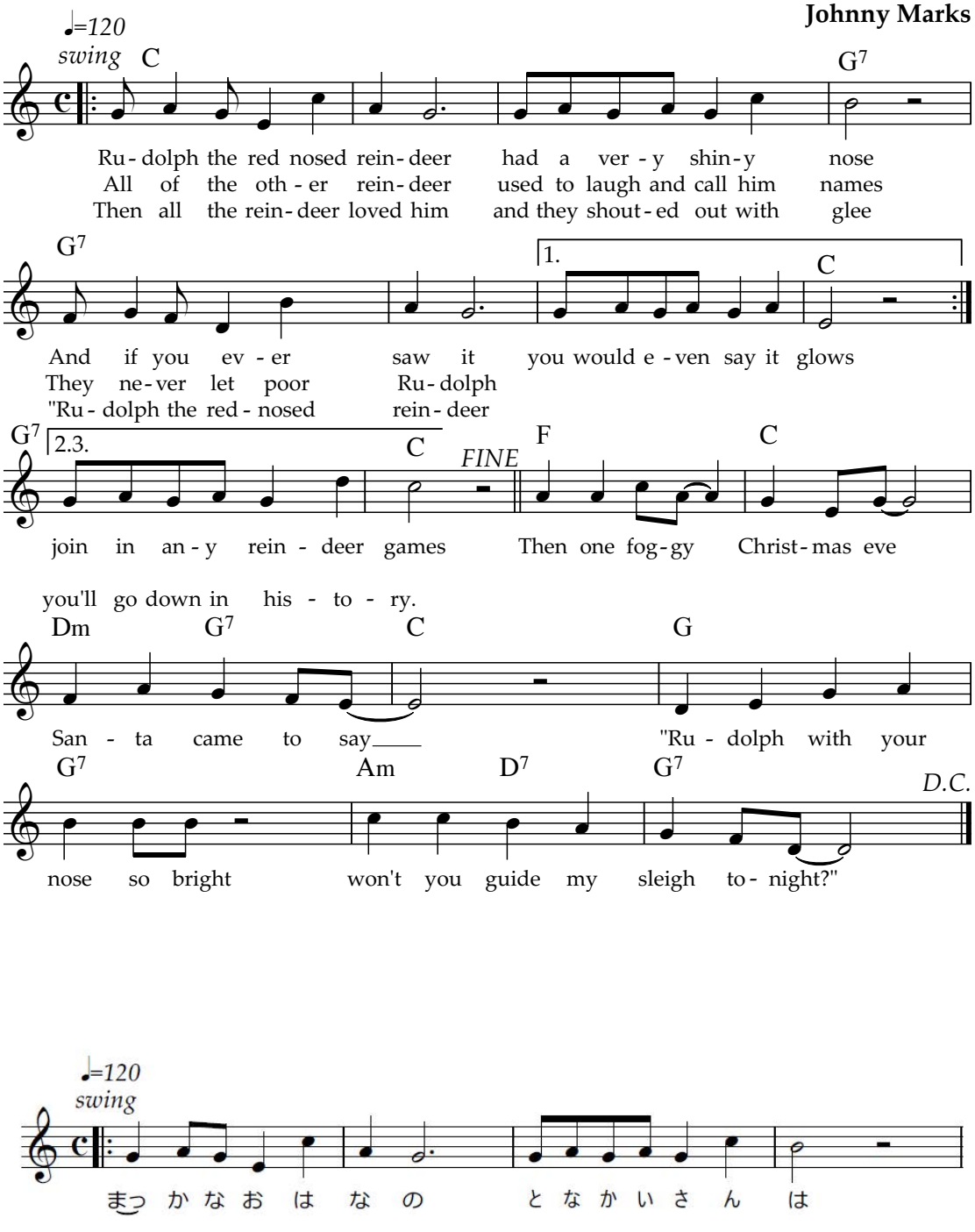

Rudolph the red-nosed reindeer	赤鼻のトナカイ、ルドルフは
Had a very shiny nose	ツヤツヤの鼻をしていた
And if you ever saw it	あなたもその鼻を見たら、
You would even say it glows	ピカピカ光っているとさえ思うかも
All of the other reindeer	ほかのトナカイたちはみんな
Used to laugh and call him names	ルドルフを笑ってバカにしていた
They never let poor Rudolph	かわいそうなルドルフは
Join in any reindeer games	一緒に遊んでもらえなかった
Then one foggy Christmas Eve	ある霧の深いクリスマスイブに
Santa came to say	サンタが来て言った
“Rudolph, with your nose so bright	「ルドルフや、お前の明るい鼻で
Won’t you guide my sleigh tonight?”	私のそりを案内してくれないか」
Then all the reindeer loved him	トナカイたちはルドルフを見直して
And they shouted out with glee	大喜びでこう叫んだ
“Rudolph the red-nosed reindeer	「赤鼻のトナカイ ルドルフ
You’ll go down in history!”	キミは歴史に残るヤツだ！」

おじさん図鑑

めちゃめちゃ

以前にも書いたが、「めちゃめちゃ」という言葉は本来の意味を逸脱し、ものの程度を表す言葉としてちまたに氾濫してしまった。おじさんがいくら不服を申し立てようが押しとどめようのない事態になっている。いっときの流行語だと諦めるほかはない。

ただ、「めちゃめちゃ」より、もっと不快でむちゃくちゃな言葉をよく耳にする。「はずい」「むずい」「めんどい」という言葉だ。いずれも「恥ずかしい」「難しい」「面倒くさい」という形容詞の略語だが、なぜつづめる必要があるのかが分からない。

己の軽薄さをアピールしたいとしか思えない。これが若年層ならともかく、分別をわきまえたオトナが使っていたのをテレビで見たことがある。恥ずかしく痛々しい所業だ。

「ちがくて」も耳障りこの上ない。どうして「違って」と言えないのか。「ちがくて」は幼児語だろう。

「気持ちくて」も同様だ。日本語として体を成していない。さらに、「もううんざりっぽいですよ」「実はうれしいっぽい」と、「ぽい」を連発していた女性アナウンサーもいた。

やがて消えてゆく流行語だとはいえ、おじさんは「違う！」と叫びたい。

飛鳥　圭介
（エッセイスト）

イラスト・とよた かずひこ

中国、記者20万人「世論工作部隊」に

試験を初導入

習主席の思想 習熟義務化

【北京共同】中国の習近平指導部が、約20万人いる新聞やテレビの記者を、共産党の方針を浸透させる「世論工作部隊」（党機関紙）に育て上げようとしている。記者向けの全国統一試験を初導入し、習国家主席の思想の習熟を義務付け。交流サイト（SNS）を拠点とするメディアの管理も強まり、当局が出す記者証の保有者数はここ数年で約25％減少した。当局から独立した立場で報じる言論空間は消滅寸前だ。

「習主席の思想をしっかり理解してこそ、記者を名乗るのにふさわしい」。今月4日に初めて実施された「全国新聞記者職業資格試験」。北京の会場で受験した通信社勤務の20代の男性記者が誇らしげに語った。

試験は、習氏の思想や指導部の戦略の理解度を試すとして今年導入された。習氏が重視する「国家安全」「台湾統一実現」「世界一流の軍隊建設」といった戦略の知識を問う。3期目の習指導部の方針を頭にたたき込ませ、すらすら答えられない記者は排除される。

2012年に習指導部が発足して以降、言論統制は強まる一方だ。「中国新聞事業発展報告」によると、14年に25万8千人だった記者証保有者は21年時点で約19万4千人まで減少。当局交付の記者証がなければ取材活動は難しく権力の監視役になるとの理想を持つ記者の多くは業界を離れた。

また中国政府は7月、SNSで活動する独立系メディアへの規制強化を発表。当局は世論動揺の要因になると恐れ、規制に乗り出したとみられる。

新聞などの報道機関に所属しない人たちが社会問題や事件などについて発信するニューメディアは一定の影響力を持っていた。新型コロナウイルスの流行初期、こうしたメディアが中国当局の感染症の隠蔽（いんぺい）を暴いたこともあった。

中国南方に拠点を置く新聞社の30代の女性記者は「思想統一ばかりが強調され、創造性のない記者業に見切りをつける若者も多い」と嘆いた。

中国記者向けの全国統一試験の主な出題テーマ

- 習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想
- 世界一流の軍隊建設
- 祖国の完全統一（台湾統一）の実現
- 国家安全の確保
- 中国式現代化の推進による中華民族の偉大な復興

写真＝「全国新聞記者職業資格試験」を終えた受験者ら＝4日、北京（共同）

くらし ひまわり 法律 相談室

冗談のつもりで金額提示

契約有効 買い手を保護

私はあるキャラクターのグッズ収集が趣味で、先日、非常に珍しいグッズを手に入れました。それを友人に見せたところ「ぜひ売ってほしい」と言われ、冗談のつもりで「100万円なら売るよ」と答えたところ、友人は「分かった」と言って100万円を用意してきてしまいました。本気で売るつもりはなかったのですが、契約は有効に成立してしまっているのでしょうか。

契約は、契約当事者の意思の合致により成立します。では、その意思を表示する際、自己の真意と表示された意思が異なることを自覚した上で意思を表示していた場合（まさに冗談を言った場合など）はどうなるのでしょうか。

民法では、このような意思表示を「心裡（しんり）留保」として規定し、原則として有効としています。これは、真意と異なることを認識しながら意思表示をした者は保護に値しないため、相手方を保護する必要があるためです。

逆に言えば、相手方も、心裡留保であることを知っていた場合、または知ることができた場合には、相手方を保護する必要もないため、例外的に無効となります。

今回の場合、「100万円なら売るよ」との発言を、友人側に過失（落ち度）がなく信じてしまっていれば、契約は有効に成立してしまうことになります。真意ではないことを間違いなく理解してくれるような気心の知れた相手以外には、このような冗談は言わない方が良いでしょう。

岩﨑遼弁護士（新潟市）

＝第2・4木曜掲載＝

相談予約は県弁護士会、025（222）5533（平日午前9時～午後5時）。